

添付法令資料 1 :

モロッコにおける官民提携契約に関する法律第 86-12 号の規定を  
適用するための 2015 年 5 月 13 日付政令第 2-15-45 号 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 章 官民提携契約の条件、事前評価方法及びその承認手続 (第 3 条～第 8 条)
- 第 3 章 官民提携契約の締結に係る方式及び条件並びに契約相手方の選定方法 (第 9 条～第 33 条)
- 第 4 章 競争的申込みがあった場合の対価決定方法 (第 34 条)
- 第 5 章 内国企業及び内資企業の優遇に関する方策 (第 35 条)
- 第 6 章 随意による申込みに係る条件及び方式 (第 36 条～第 41 条)
- 第 7 章 官民提携契約の雛型 (第 42 条)
- 第 8 章 最終規定 (第 43 条)

添付法令資料 2 :

韓国犯罪被害者保護法 (目次)

2017 年 3 月 14 日法律第 14583 号により一部改正 2017 年 3 月 14 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 犯罪被害者保護及び支援の基本政策 (第 7 条ないし第 11 条)
- 第 3 章 犯罪被害者保護及び支援の基本計画等 (第 12 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 救助対象犯罪被害に対する救助 (第 16 条ないし第 32 条)
- 第 5 章 犯罪被害者保護及び支援事業の支援及び監督 (第 33 条ないし第 40 条)
- 第 6 章 刑事調停 (第 41 条ないし第 46 条)
- 第 7 章 補則 (第 46 条の 2)
- 第 8 章 罰則 (第 47 条ないし第 50 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

ミャンマー投資法  
(2016 年連邦議会法第 40 号)  
ビルマ暦 1378 年ティーティンチュッ月黒分 7 日  
(2016 年 10 月 18 日)

- 第 1 章 名称及び定義 (第 1 条及び第 2 条)  
第 2 章 目的 (第 3 条)  
第 3 章 法律の適用範囲 (第 4 条及び第 5 条)  
第 4 章 委員会の設立 (第 6 条ないし第 13 条)  
第 5 章 委員会からの退出及び解任並びに空席の補充任命 (第 14 条ないし第 22 条)  
第 6 章 委員会の職責及び権限 (第 23 条ないし第 28 条)  
第 7 章 会議の開催 (第 29 条ないし第 35 条)  
第 8 章 申請の提出 (第 36 条)  
第 9 章 認可申請書の提出 (第 37 条ないし第 39 条)  
第 10 章 投資事業の種類に係る規定 (第 40 条ないし第 46 条)  
第 11 章 投資家の取扱い (第 47 条ないし第 49 条)  
第 12 章 土地の使用 (第 50 条)  
第 13 章 従業員及びワーカーの任用 (第 51 条)  
第 14 章 投資の保証 (第 52 条ないし第 55 条)  
第 15 章 資金の移転 (第 56 条ないし第 64 条)  
第 16 章 投資家の義務・責任 (第 65 条ないし第 72 条)  
第 17 章 付保 (第 73 条)  
第 18 章 減免 (第 74 条ないし第 81 条)  
第 19 章 紛争解決 (第 82 条ないし第 84 条)  
第 20 章 行政罰 (第 85 条ないし第 88 条)  
第 21 章 例外事項 (第 89 条)  
第 22 章 安全保障に関する適用除外 (第 90 条)  
第 23 章 雑則 (第 91 条ないし第 101 条)

添付法令資料 4 :

工業施設及びインフラストラクチャーの開発に関する  
2017年1月11日付インドネシア共和国政令 No.2 (目次)  
同月12日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 工業標準化
  - 第1節 総則 (第3条ないし第5条)
  - 第2節 工業標準化の計画 (第6条ないし第11条)
  - 第3節 工業標準化の指導 (第12条ないし第15条)
  - 第4節 工業標準化の推進 (第16条ないし第18条)
  - 第5節 工業標準化の監督 (第19条ないし第26条)
- 第3章 国家産業情報システム
  - 第1節 総則 (第27条ないし第29条)
  - 第2節 情報システムの開発及び発展 (第30条ないし第33条)
  - 第3節 情報システムの管理 (第34条ないし第38条)
  - 第4節 データ調達及び情報提供
    - 第1款 総則 (第39条)
    - 第2款 データ (第40条ないし第44条)
    - 第3款 情報 (第45条)
    - 第4款 データ及び情報の出所 (第46条)
    - 第5款 産業データ及び情報の収集 (第47条ないし第55条)
    - 第6款 データ及び情報の処理 (第56条及び第57条)
    - 第7款 データ及び情報の保存 (第58条)
  - 第5節 データ及び情報の普及 (第59条及び第60条)
  - 第6節 情報システムの指導及び監督 (第61条)
- 第4章 工業上の便宜 (第62条ないし第68条)
- 第5章 行政処分 (第69条ないし第84条)
- 第6章 終則 (第85条及び第86条)

添付法令資料 5 :

ベトナム入札法を合一する合一文書 (目次)  
国会事務局の 2016 年 12 月 5 日付第 06/VBHN-VPQH 号合一文書

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 19 条)
- 第 2 章 入札者、投資家及び専門入札組織の選定の形式及び方式
  - 第 1 目 入札者及び投資家の選定形式 (第 20 条ないし第 27 条)
  - 第 2 目 入札者及び投資家の選定方式 (第 28 条ないし第 31 条)
  - 第 3 目 専門入札組織 (第 32 条)
- 第 3 章 入札者選定の計画及び手順 (第 33 条ないし第 38 条)
- 第 4 章 入札参加書類及び提出書類の評価方法並びに落札審査 (第 39 条ないし第 43 条)
- 第 5 章 集中的調達、経常的調達、医薬品及び医療物資の調達並びに公共製品及びサービスの提供
  - 第 1 目 集中的調達 (第 44 条及び第 45 条)
  - 第 2 目 経常的調達 (第 46 条及び第 47 条)
  - 第 3 目 医薬品及び医療物資の調達 (第 48 条ないし第 52 条)
  - 第 4 目 公共製品及びサービスの提供 (第 53 条及び第 54 条)
- 第 6 章 投資家の選定 (第 55 条ないし第 59 条)
- 第 7 章 オンラインによる入札者及び投資家の選定 (第 60 条及び第 61 条)
- 第 8 章 契約
  - 第 1 目 入札者との契約 (第 62 条ないし第 67 条)
  - 第 2 目 投資家との契約 (第 68 条ないし第 72 条)
- 第 9 章 入札者及び投資家の選定における各当事者の責任 (第 73 条ないし第 80 条)
- 第 10 章 入札活動に関する国家管理 (第 81 条ないし第 88 条)
- 第 11 章 入札に関する禁止行為及び違反処理 (第 89 条及び第 90 条)
- 第 12 章 入札における建議及び紛争の解決
  - 第 1 目 入札における建議の解決 (第 91 条及び第 92 条)
  - 第 2 目 裁判所における入札における紛争の解決 (第 93 条及び第 94 条)
- 第 13 章 施行条項 (第 95 条及び第 96 条)